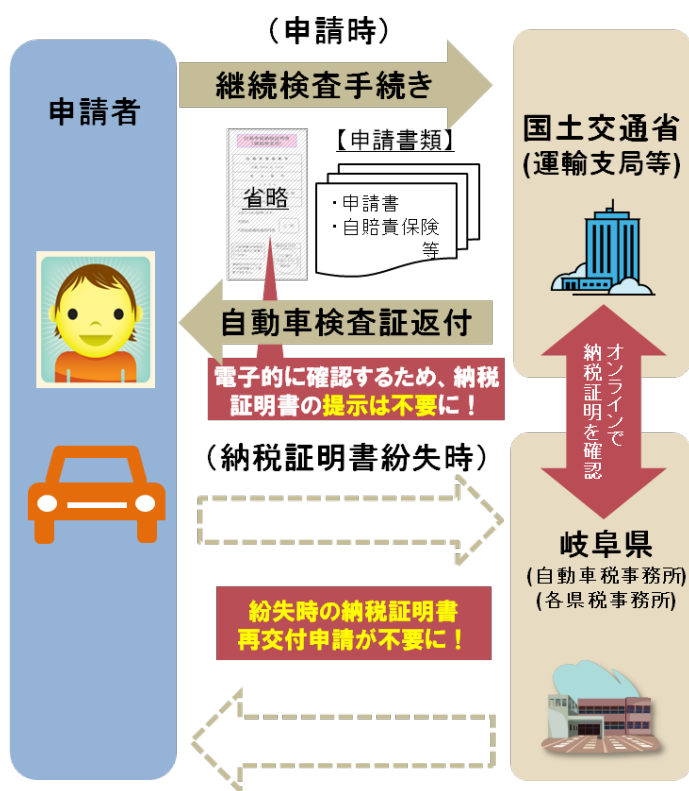


車検時における自動車税納税証明書の提示が省略できます。

岐阜県では、車検等（継続検査及び構造等変更検査）の際に提示が必要となる自動車税納税証明書の情報が運輸支局で電子的に確認できます。

これにより、運輸支局で納税証明書を提出しなくても、車検等の手続きができるようになります。

【申請の流れ】



注意事項

○自動車税を納付後、すぐに車検等を受ける場合は従来どおり納税証明書が必要です。

※ 自動車税を納付後すぐに車検等を受けられる方は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。（納付方法によっては、県税システムで納付が確認できるまでに**最大 2 週間程度**かかります。）

○自動車税の未納等により納税証明書が発行できないときは、電子化での確認ができません。その場合は、自動車税事務所または各県税事務所で手続きを行ってください。

詳細につきましては、以下の事務所にお問い合わせください。

自動車税事務所 058-279-3781

岐阜県税事務所 058-214-6709

西濃県税事務所 0584-73-1111(内線 244,245)

中濃県税事務所 0575-33-4011(内線 272,273)

東濃県税事務所 0572-23-1111(内線 235,236)

飛騨県税事務所 0577-33-1111(内線 282,283)

飛騨県税事務所自動車税出張所 0577-36-1400

総務部税務課 058-272-1111(内線 2363)